

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は、母親に勧められて、国民年金に加入した。夫は出稼ぎが多かったため、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の国民年金保険料も同様に、私が夫婦二人分を一緒に一括納付した記憶があるにもかかわらず、夫が納付済みでありながら、私の保険料が未納であることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を納付済みである上、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の保険料は、申立期間を含む国民年金の加入期間について全て納付済みであることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、A村（現在は、B町）の国民年金保険料納入台帳により納付日が確認できる昭和44年4月から48年3月までの期間の全てにおいて、夫婦で同一日に保険料を現年度納付していることが確認できる上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人の40年2月から41年3月までの期間、申立人の夫の40年1月から同年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料は、全て46年2月25日に特例納付されていることが確認でき、申立人が夫婦二人分の保険料を一括して納付したとする主張は基本的に信用できる。

さらに、前述の特例納付を行った時点において、申立人及び申立人の夫は 20 歳代であり、受給資格を確保するための特例納付ではなく、未納期間の解消を図るために行ったものと考えられ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間のみ納付しなかった事情はうかがえず、申立期間も含めて特例納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の A 村の国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料は納付印が押されているものの、申立人の同被保険者名簿は、申立期間の保険料は納付印が押された上から手書で二重線が引かれ、徴収済記録欄の補記欄に「4～3 未納」と記載されていることについて、現在の B 町担当者は、「当時の事務処理経緯については分からない。」としているところ、申立期間における申立人の夫の保険料については、特殊台帳とオンライン記録との突き合わせ作業により、昭和 46 年 2 月 25 日に特例納付したとする記録が確認され、平成 22 年 4 月に未納から納付にオンライン記録が変更されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和37年11月1日、資格喪失日は39年3月1日、及び同被保険者資格再取得日は同年3月1日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和37年11月から39年2月までの期間は9,000円、同年3月は1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月6日から37年11月1日まで  
② 昭和37年11月1日から39年4月1日まで

私の妹は、昭和36年4月に学校の紹介でA社C支部に勤めることとなったが、すぐに退職したいと言い出したため、母と私が謝りに行った。

その時、C支部長から、「次の人が見つかるまで、あなたが勤務できないか。」と言われ、私が妹の代わりに勤務することとなった。

私は、昭和36年4月6日から39年3月末まで3年間勤めたにもかかわらず、年金記録を確認したところ、記録が無い旨回答を受けたが、妹の名前でA社において厚生年金保険の加入記録が判明した。

ところが、同時期において、妹は別の会社において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、妹の名前で見つかったA社の厚生年金保険加入記録は私のものに間違いが無い。

申立期間を私の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立

人から提出された社員旅行の写真から、申立人が、当該期間においてA社C支部に勤務していたことは推認できる。

また、申立人の主張する申立人の妹のA社における厚生年金保険被保険者記録について、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立期間②において、申立人の妹と同姓同名で生年月日も同じである、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が存在し、資格取得日は昭和37年11月1日、資格喪失日は39年3月1日、資格再取得日は同年3月1日、資格喪失日は同年4月1日の記録を確認できる一方で、申立人の妹については申立期間②の大半の期間において、他社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、B社からは、「妹の名前で、上記二つの記録の厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定確認通知書があった。また、当社自主作成の台帳にも名前があった。しかし、支部名が記載されておらず、支部事務職員であったと思われるが、どこの支部かは不明である。支部事務員は原則、当社（本社）で厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、上記のA社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に記載されている厚生年金保険被保険者の未統合記録は申立人の記録であると判断できることから、事業主は、申立人が昭和37年11月1日に被保険者資格を取得、39年3月1日に被保険者資格を喪失、及び同年3月1日に被保険者資格を再取得、同年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、昭和37年11月から39年2月までは9,000円、同年3月は1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人から提出された社員旅行の写真並びに元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社C支部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社からは、「申立期間①については、本社保管の人事記録である「職員カード」を確認したが、申立人及びその妹の名前は無かった。また、当社自主作成の台帳にも記録が無く、申立人及びその妹の勤務実態が分かる資料は無い。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた上記の元同僚は、「申立人は知っているが、当時の厚生年金保険料の控除等については覚えていない。」と供述し、他

の元同僚3人は、いずれも「申立人は知らない。」としている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間①において被保険者資格を取得した被保険者の中に申立人及びその妹の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月1日から53年7月1日まで  
私は、A社（その後、B社、C社に商号変更）D営業所を昭和52年3月10日に退職し、同年5月1日に同社E支社に再就職したが、申立期間が未加入とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社F部が昭和53年4月15日付けで贈呈した優績者表彰メダル並びに申立期間当時の元上司及び元従業員の供述から、申立人が申立期間においてA社E支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、平成15年10月31日に解散し、既に清算終了している上、当時の人事担当課長は、「会社は既に解散し、当時の関連資料は無い。」としていることから、G社の人事部門を統括するH社に照会したが、当該事業所の関連資料を得ることはできなかった。

また、A社E支社で申立人を採用したとする元上司は、「約10日間の研修期間を終えた後、すぐに社会保険等への加入手続に入ったはずであり、採用から1年を超えた昭和53年7月に至るまで給与から社会保険料等が控除されていなかったとしたら気付くはずである。」と供述しているものの、同社本社における給与事務担当者は特定できず、元上司の供述を裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「申立期間中の昭和52年10月にE支社の営業課長に任命され、53年4月15日付け優績者メダル表彰を受けているので、正社員として厚生年金保険被保険者資格を取得していたはずである。」と主

張しているものの、C社の当時の人事担当課長は、「当社では、販売委託形態の営業社員について、営業実績が継続している等社内において一定基準を満たしている場合に、社会保険等の被保険者資格を取得することとしており、優績者メダル表彰及び営業課長職の拝命をもって直ちに被保険者資格を取得することにはならない。」と供述している。

加えて、申立人から提出されたA社発行の会報（昭和56年4月号）により、氏名が特定できる営業成績優秀者は19人いるが、厚生年金保険の被保険者資格が確認できたのはそのうち12人であることから、優績者表彰を受けた者が全て厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではなかったことがうかがわれる。

その上、当該事業所の元同僚及び元従業員9人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について照会したところ、回答のあった7人中6人は、「申立人は知っているが、保険料の控除等については分からない。」としており、申立てを裏付ける具体的な供述は得られなかったほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。